

ひとり親家庭の就職・転職を応援します！母子・父子自立支援プログラム策定事業

「正社員になって収入を増やしたい」「仕事が思うように見つからない」「資格を取って転職したい」など、まずは相談してください。公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、一人ひとりに合った仕事を見つけられるよう、就職・転職を応援します。対象 児童扶養手当を受給している方
※手当を受給していない方も相談はできます。
問合せ 子育て相談課子ども家庭支援センター係 239

羽村市子どもの学習支援事業「スタディはむら」参加者募集

経済的に困窮する家庭のお子さんの学習を支援するため、羽村市子ども学習支援事業「スタディはむら」を行っています。「勉強の習慣を身につけたい」「進路について相談したい」など、学習で困っていることがありますら、ぜひ相談してください。
対象 市内在住で、経済的に困窮

する家庭の中学生
会場 市内の公共施設
日時 水曜日（祝日・年末年始を除く）の午後5時30分～7時30分（約2時間）
持ち物 教科書、ノートなど
※利用前に保護者・お子さんと、面談を行います。
※利用には要件があります。詳しくは問い合わせください。
問合せ 社会福祉課庶務係 478

親子であそぼ！

わんわんひろば
手遊びや歌・体操を通して、子育て仲間をつくりませんか。

期日	会場	時間
7月7日(木)	中央児童館	午前10時から
7月12日(火)	東児童館	(30分間程度)

対象 8か月までの乳児と保護者（定員10組程度。先着順）

いぐまひろば
親子で一緒に楽しみながら、子ども同士でお友だちをつくれたり、親同士の交流を図ることもできます。

あそびのポケット

児童館の遊びクリエーターと一緒に体操や手遊び・工作などをして遊べます。

期日	会場	時間
7月5日(火)	東児童館	午前10時から
7月6日(水)	西児童館	(30分間程度)
7月14日(木)	中央児童館	

対象 9か月～2歳未満の乳幼児と保護者（定員10組程度。先着順）

わんわんひろば・いぐまひろば・あそびのポケットの問合せ

中央児童館 ☎554-4552
東児童館 ☎570-7751

西児童館 ☎554-7578
※参加希望の方は当日直接会場へ

「住民税非課税世帯等への臨時特別給付金」の支給要件が一部改正されました

新たに対象となる世帯…6月1日現在、羽村市の住民基本台帳に記録されている、令和4年度の住民税が非課税である方のみで構成される世帯

対象とならない世帯

○すでに本給付金を受給した世帯
および受給した世帯の世帯主であつた方を含む世帯

○住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯
支給額 1世帯あたり10万円
手続方法 追加で対象となる世帯に対して、必要な書類を市から送付します（7月中旬予定）。書類が届いたら、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で羽村市役所へ郵送してください。

※令和3年度の住民税非課税世帯など、従来の対象世帯で、本給付金を受給していない方は、市公式サイトまたはコールセンターで確認してください。

※令和4年度の住民税申告が未申告の方は、課税課市民税係 165で申告してください。
※世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合は申請が必要です。コールセン

ターに問い合わせください。

提出期限 9月30日(金)

支給日 書類の受付後、順次支給します。

◆羽村市コールセンター「住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター」：☎0570-1092921（直通）
◆窓口：市役所2階201会議室
受付時間：月～金曜日の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

◆関府コールセンター：フリーダイヤル0120-1526-145（受付時間：月～金曜日午前9時～午後8時）

◆給付金を装った詐欺に注意◆
市や内閣府などが、ATMの操作や手数料などの振込みを求めていることは絶対にありません。不審な電話や郵便、メールなどがあつたら、市役所や福生警察署、または警察相談専用電話（#9110）に連絡を。

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します

物価高騰などにより影響を受けているひとり親世帯に対し、国の給付額（5万円）に、市の独自施策として1万円を上乗せして支給します。

支給対象

- 4月分の児童扶養手当受給者【申請不要】
- 公的年金を受けていることにより児童扶養手当の支給が停止されている方【要申請】
- ①に該当しないが、申請時点で支給要件を満たし、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が支給対象水準まで下がった方【要申請】

申請書類など（支給対象②③の方）：市役所2階子育て相談課で配布
※申請書類は、市公式サイトからダウンロード

ロードすることができます。

問合せ 子育て相談課手当・助成係 235

申請期限、支給日、支給額など

支給対象	申請	申請期間	支給日	支給額
①	不要	-	6月下旬	児童1人当たり6万円
②	必要	7月1日～令和5年2月28日	申請月の翌月中旬	
③	必要			

※②③は審査の結果、支給されない場合があります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間を延長します

東京都社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付が終了した世帯や、緊急小口資金および総合支援資金（初回）を借り終わった一定の困窮世帯を対象に支給します。

申請期限 8月31日(水)（当日消印有効）
申請方法 申請書類等を郵送または直接、社会福祉課へ

支給額 単身世帯：月額6万円、2人世帯：月額8万円、3人以上世帯：月額10万円

支給期間 申請月から3か月間
※そのほかの要件など、詳しくは市公式サイトをご覧ください。
問合せ 社会福祉課庶務係 478

ウクライナ人道危機救援金の受付期間を延長します

ウクライナにおける人道危機への対応やウクライナからの避難民に対する救援活動を引き続き支援するため、救援金の受付期間を延長します。

受付期限 9月29日(木)
救援金箱設置場所 市役所1階案内、ゆとろぎ、スポーツセンター、図書館、郷土博物館

これまでの送金額合計 88万8,239円（5月31日時点）
※皆さんからお預かりした救援金は、全額日本赤十字社へ送金します。
※預かり証は、市役所1階案内でのみ発行しています。

問合せ 総務課総務係 348

